

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和４５年１２月町田市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の５条を加える。

（都市公園の設置基準）

第２条の２ 法第３条第１項の条例で定める基準は、次条及び第２条の４に定めるとおりとする。

（都市公園の敷地面積の標準）

第２条の３ 都市公園の設置における、市の区域内の都市公園（以下この条において「区域内都市公園」という。）の当該区域内の住民１人当たりの敷地面積の標準は、１０平方メートル以上とし、市の市街地の区域内都市公園の当該市街地の住民１人当たりの敷地面積の標準は、５平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第２条の４ 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、０．２５ヘクタールを標準とする。

２ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、２ヘクタールを標準とする。

３ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、４ヘクタール以上を標準とする。

４ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、１０ヘクタール以上５０ヘクタール以下を標準とする。

５ 主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することが

できるように配置し、その敷地面積は、15ヘクタール以上75ヘクタール以下を標準とする。

- 6 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前各項に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準）

- 第2条の5 法第4条第1項本文に規定する建築面積に係る条例で定める割合は、100分の2とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

- 第2条の6 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次項から第5項までに定めるとおりとする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

- 3 前項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該当するものを設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の20（前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

- （1）文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、

重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第1条の3に規定する建築物

(2) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第2条に規定するものを設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条及び前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

5 仮設公園施設(3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3項に規定する建築物を除く。)を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条及び前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

別表第4の5の表電光表示設備の項の次に次の1項を加える。

スコアボード	小野路球場	一式	2時間	1,400円	2,800円
--------	-------	----	-----	--------	--------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第4の5の表にスコアボードの項を加える改正規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

改正後	改正前
<u>(都市公園の設置基準)</u> <u>第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるとおりとする。</u> <u>(都市公園の敷地面積の標準)</u> <u>第2条の3 都市公園の設置における、市の区域内の都市公園(以下この条において「区域内都市公園」という。)の当該区域内の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の市街地の区域内都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</u> <u>(都市公園の配置及び規模の基準)</u> <u>第2条の4 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。</u> <u>2 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。</u> <u>3 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタール以上を標準とする。</u> <u>4 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、10ヘクタール以上50ヘクタール以下を標準とする。</u> <u>5 主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができる</u>	

改正後	改正前
<u>るように配置し、その敷地面積は、15 ヘクタール以上 75 ヘクタール以下を標準とする。</u> <u>6 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前各項に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</u> <u>(公園施設の建築面積の基準)</u> <u>第2条の5 法第4条第1項本文に規定する建築面積に係る条例で定める割合は、100 分の2とする。</u> <u>(公園施設の建築面積の基準の特例)</u> <u>第2条の6 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次項から第5項までに定めるとおりとする。</u> <u>2 都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和 31 年建設省令第 30 号。以下「省令」という。)第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設を設ける場合は、都市公園の敷地面積の100 分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。</u> <u>3 前項に規定する休養施設又は教養施設である建築物のうち次の各号のいずれかに該</u>	

改正後	改正前
<u>当するものを設ける場合は、都市公園の敷地面積の 100 分の 20(前項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。)を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。</u> <u>(1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして省令第 1 条の 3 に規定する建築物</u> <u>(2) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された建築物</u> <u>(3) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成 20 年法律第 40 号)第 12 条第 1 項の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物</u> <u>4 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として省令第 2 条に規定するものを設ける場合は、都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として前条及び前 2 項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。</u> <u>5 仮設公園施設(3 月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前 3 項に規定する建築物を除く。)を設ける場合は、都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として前条及び前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。</u>	

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表第 4(第 8 条、第 8 条の 2、第 21 条関係)

1～4 略

5 附属設備利用料金

附属設備の名称等			利用単位	利用料金	
				スポーツに利用する場合で 入場料の徴収又はこれに類 する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で 入場料の徴収又はこれに類 する取扱いをする場合及び その他の事業等に利用する 場合
略	略	略	略	略	略
電光 表示 設備	略	略	略	略	略
スコ ア ボー ド	小野路球場	一式	2時間	1,400円	2,800円
略	略	略	略	略	略

備考 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第 4(第 8 条、第 8 条の 2、第 21 条関係)

1～4 略

5 附属設備利用料金

附属設備の名称等			利用単位	利用料金	
				スポーツに利用する場合で 入場料の徴収又はこれに類 する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で 入場料の徴収又はこれに類 する取扱いをする場合及び その他の事業等に利用する 場合
略	略	略	略	略	略
電光 表示 設備	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

備考 略